

徳島県告示第四百七十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、阿波市長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和二年七月十七日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 調査を行った者の名称

阿波市

二 調査を行った時期

平成三十年度及び令和元年度

三 成果の名称

阿波市吉野町西条字亀田、大柳、折口、江崎、大牛及び蛭池の各一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

阿波市吉野町西条字亀田、大柳、折口、江崎、大牛及び蛭池の各一部

五 認証年月日

令和二年七月二日